

奈義町選管告示第一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十七条第二項(公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第九条の二)の規定により、本市(区)(町)(村)の区域を分けて次のとおり投票区を設けた(投票区の区域を変更した)。

令和八年一月二十六日

投票区名	投票区の区域
奈義町投票区	奈義町全域

奈義町選挙管理委員会委員長 松原 良美

